

## 平成26年上尾市教育委員会3月定例会 会議録

- 1 日 時** 平成26年3月27日(木曜日)  
開会 午後2時00分  
閉会 午後3時15分
- 2 場 所** 上尾市役所 教育委員室
- 3 出席委員** 委員長 細野宏道  
委員長職務代理者 本田直子  
委員 甲原裕子  
委員 吉田るみ子  
委員 岡田栄一  
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員** 教育総務部長 遠藤次朗  
学校教育部長 講内靖夫  
教育総務部参事 綿貫健  
教育総務部 図書館長 嶋田一徳  
教育総務部次長 菅間茂久  
学校教育部次長 兼 学務課長 西倉剛  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 石塚昌夫  
学校教育部副参事 兼 学校保健課長 長島慎一  
教育総務部 総務課長 保坂了  
教育総務部 生涯学習課長 関孝夫  
教育総務部 スポーツ振興課長 平賀健治  
教育総務部 図書館次長 黒木美代子  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満  
書記 総務課主幹 堀口慎一  
総務課主任 桑名孝徳  
総務課主任 鈴木加代子
- 5 傍聴人** 0人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

## 日程第2 会議録署名委員の指名

### 日程第3 議案の審議

- 議案第13号 平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について  
【原案可決：議決第13号】
- 議案第14号 上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について  
【原案可決：議決第14号】
- 議案第15号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
【原案可決：議決第15号】
- 議案第16号 上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について  
【原案可決：議決第16号】
- 議案第17号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について  
【原案可決：議決第17号】
- 議案第18号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について  
【原案可決：議決第18号】
- 議案第19号 上尾市立小・中学校使用教科用図書の新採択に関する規則の制定について  
【原案可決：議決第19号】
- 議案第20号 上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について  
【原案可決：議決第20号】
- 議案第21号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について  
【原案可決：議決第21号】
- 議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について  
【原案可決：議決第22号】
- 議案第23号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について  
【原案可決：議決第23号】

### 日程第4 教育長報告

- 報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について
- 報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について
- 報告3 教育相談員、さわやか相談室相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカーの委嘱について
- 報告4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について
- 報告5 上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について
- 報告6 平成26年度公民館まつりの開催について
- 報告7 上尾市登録文化財の登録について
- 報告8 小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について
- 報告9 平成26年度埼玉県公立高等学校受験結果について
- 報告10 平成25年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について
- 報告11 いじめに関する状況調査結果について

### 日程第5 今後の日程報告

### 日程第6 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様こんにちは。ただ今から、平成26年上尾市教育委員会3月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はありますか。

(総務課長) 申出はありません。

---

### 日程第2 本定例会の会議録署名委員の指名

(委員長) 続きまして、「日程第2 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、甲原委員にお願いいたします。

(委員) はい。

---

### 日程第3 議案の審議

#### ○議案第13号 平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について

(委員長) 続きまして、「日程第3 議案の審議」です。本日は11件の議案が提出されております。最初に「議案第13号 平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第13号につきましては、総務課長より説明いたします。

～総務課長挙手～

(委員長) 総務課長お願いします。

(総務課長) 「議案第13号 平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について」です。平成26年度上尾市教育重点施策を下記のとおり策定するものです。提案理由ですが、「夢・感動教育 あげお」の実現に向けて、上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、この案を提出するものです。この議案につきましては、2月定例会におきまして「協議」とさせていただき、説明させていただきました。前回、意見をいただきました新規事業についての説明書きを事前に配付させていただきました。また、議案資料の1ページから3ページの内容について加筆・修正を行っておりますが、

これらにつきましては、まさに現在まで検討を行ってきた事柄を26年度に実施していくものとなっております。平成26年度はこれらの事業に特に重点を置き、本市の教育の振興・充実に努めて参りたいと思います。よろしくご審議の程、お願いいたします。

**(委員長)** 議案第13号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

**(委員)** 新規事業説明の中で1点確認をさせていただきたいのですが、幼稚園、保育所、小学校の連携推進事業についてですが、色々なものを配布していくとの記載がありますが、今度上尾市の組織改正の中で新設される子ども未来部との係りなどはどうなるのでしょうか。

**(学校教育部長)** この連携推進事業ですが、市長のマニフェストに則り進めております。保育課と連携しながら“3つのめばえ”を作成しており、今後も連携を図っていくこととなります。また、幼児教育振興協議会の関係も保育課に入ったりしておりますので、会議にも保育課から参加してもらったりなど係わりが出てくることとなります。

**(委員)** 幼稚園、小学校、中学校と区切りがあって、ここに来て接続期のプログラムが出てくるということは、今まであまり接続期がうまくいってなかったということだと思います。今回、上尾市の組織改正もありますので、子ども達へのフォローがしっかり出来るようにお願いしたいと思います。

**(委員)** 新規事業を読ませていただいて、夢・感動教育に近づいていると感じました。その中で、あげお子ども大学を独自に考えているとの事ですが、具体的な案はあるのでしょうか。

**(生涯学習課長)** 今まで、上尾、伊奈、桶川で行ってりましたが、当初募集をしたところ、人気が高く、当選できなかった子ども達が沢山おり、潜在的な要望が多いと考え、今回、聖学院大学との連携をより高めていくため、今回新規事業とさせていただきました。子ども大学あげお・いな・おけがわにつきましては、上半期でスケジュールを組んでおりまして、あげお子ども大学は下半期に考えております。内容につきましては、これから検討していくものです。

**(委員)** とても良い事業だと思いますので、また、報告をお願いいたします。もう1点よろしいでしょうか。音楽家芸術活動支援事業ですが、上尾市立小学校へのアウトリーチコンサートの中で、小学校へ行くことになっているようですが、音楽を必要としている人達に手を差し延べるといふことであれば、その他に障がい者の施設や老人施設などに行くことは計画の中に入っていますか。

**(生涯学習課長)** 基本的には文化芸術事業として、市内の音楽家を発掘し、音楽をやるのであれば上尾と言われるようにしていきたいと考えております。ネットワーク作りを主に考えております。将来的にはそのネットワークの中で、どの様な形になるかは課題として考えておりますが、当面はアウトリーチとして活動をし、今年は初年度のため、小学校1校で開催したいと考えております。

(委員)「音楽と文化の街 上尾」になっていくと思うので、是非、続けていただきたいと思います。

(委員長) その他にありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第13号 平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

#### ○議案第14号 上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第14号 上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第14号につきましては、総務課長より説明いたします。

～総務課長挙手～

(総務課長)「議案第14号 上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由ですが、教育委員会事務局における組織の名称を変更することに併せて、組織改正に伴う分掌事務の変更を行うため所要の改正を行うため、この案を提出するものです。これにつきましては議案資料に基づき説明いたします。議案資料の4ページをお開きください。まず、「上尾市教育委員会事務局組織規則」についてですが、第2条第1項、表中、「総務課」を「教育総務課」に改めるものです。同条第2項「総務課」を「教育総務課」に改め、11号の「及び幼稚園」を削り、13号に「市立幼稚園に関すること。」を追加しております。これにつきましては、私立幼稚園に係る事務を新設される子ども未来部に移管したため、平方幼稚園に係る事務のみになったためです。また、13号及び14号を1号ずつ繰り下げ、15号の末尾を「事項に関すること。」と表現を統一するものです。生涯学習課においては事務移管により6号の「市民ギャラリーに関すること。」の次に「市役所ギャラリーの運営に関すること。」を追加し「公民館事業の調整に関すること。」を1号繰り下げしております。学務課においては、第2号中「、児童及び幼児」を「及び児童」とし、幼稚園を除いております。なお、平方幼稚園につきましては、教育総務課で行うこととなります。また、2号の次に「3号 児童・生徒就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の支給に関すること。」、「第4号 特別支援学級の設置に関すること。」を追加し、以下は2号ずつ繰り下げしております。また、8号については先程同様、末尾を「事項に関すること。」としております。次に6ページから8ページの「上尾市教育委員

会公印規則」ですが、これにつきましては、「総務課長」を「教育総務課長」に改めたものです。次に9ページの「上尾市図書館規則」ですが、3号の次に「4号 子どもの読書活動の推進に関すること。」を追加、「分館集会室に関すること。」を1号繰り下げ、「視聴覚教育の振興に関すること。」を削除しております。「視聴覚教育の振興」については第1項に包括されております。説明は以上です。

(委員長) 議案第14号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第14号 上尾市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

○議案第15号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第15号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第15号につきましては、総務課長より説明いたします。

～総務課長挙手～

(総務課長) 「議案第15号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」です。提案理由ですが、上尾市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の改正を行うものです。議案資料の10ページをご覧ください。委任事務 第2条第4号の「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改め、アの「管理上必要があるとき」を「特別の事情があるとき」に、「休館日」を「休業日」に改め、イの「管理上必要があると認めるとき」を「特別の事情があるとき」に改めるものです。これにつきましては、上尾市ギャラリー条例と文言を合わせたものです。説明は以上です。

(委員長) 議案第15号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第15号 教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

## ○議案第16号 上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第16号 上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第16号につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

～生涯学習課長挙手～

(生涯学習課長) 「議案第16号 上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について」、説明いたします。議案書6ページをお開きください。まず提案理由ですが、文化財の専門事項を調査するため、上尾市文化財保護条例第4条第2項の規定に基づき設置する「上尾市文化財調査専門員」について、職務の内容、勤務の条件等を定めたいので、この案を提出するものです。続きまして、この文化財調査専門員について説明いたします。お手元の議案資料の11ページをお開きください。文化財調査専門員の設置理由ですが、文化財保護事業につきましては、専門的知識を必要とするため、豊富な実務経験が必要です。職員の指示を受けて実際に調査作業を行う者につきましては、継続的にその調査作業に従事する必要があります。この継続的な調査作業の従事を可能にするため、この文化財調査専門員の職を設置するものです。職務につきましては、第2条で(1)文化財の調査に関すること。(2)文化財の保存、保護及び活用に関すること。等を定めていますが、具体的には埋蔵文化財の出土遺物の整理、歴史資料の整理などです。定数につきましては、第3条で6人以内としております。平成26年度につきましては5人の委嘱を予定しております。任期につきましては、第6条で1年とし、同条第2項で再任をすることができるとしてしております。勤務日数につきましては、第7条で週4日以内としております。なお、1日の勤務時間につきましては、5.5時間とする予定です。以上説明とさせていただきます。

(委員長) 議案第16号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第16号 上尾市文化財調査専門員

設置規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

-----

#### ○議案第17号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第17号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第17号につきましては、学務課長より説明いたします。

～学務課長挙手～

(学務課長) それでは、「議案第17号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」について説明します。が議案書9ページをご覧ください。提案理由についてですが、小中学校等の事務職員及び学校栄養職員の再任用の職と職名が変更されたことに伴い、服務規程の一部を改正したいので提案するものです。再任用の事務職員及び学校栄養職員の職名は、主任専門員及び専門員となっており、その変更をうけて服務規程の該当箇所を改めるものです。議案資料12ページには、新旧対照表を載せてありますのでご確認ください。よろしく願いいたします。

(委員長) 議案第17号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第17号 上尾市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

-----

#### ○議案第18号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第18号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第18号につきましては、学務課長より説明いたします。

～学務課長挙手～

(学務課長) それでは、「議案第18号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。議案書10ページをご覧ください。提案理由について申し上げます。平成25年11月29日に、学校教育法施行規則の一部が改正され、設置者の判断により土曜日に授業を行うことが可能であることが明確になりました。この法改正を受けて、県教育委員会からも通知を受け、本市でも法令上の整備をするために所要の改正を行うものです。議案資料15ページをご覧ください。現行の管理規則では、休業日に授業を行うことについて、「教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て、授業が出来る」としているところですが、改正後では、「必要があるときは、教育委員会の承認を得て出来る」とされ、「やむを得ない事由があるときは」という文言がなくなり、必要があれば設置者の判断で休業日に授業が出来るということを明確にしております。なお、これに伴って第3条2項の文末も、運動会などの恒例の行事を行う場合は、承認ではなく届け出とすることも明確にしております。なお今回の改正は、法令の改正に伴い、本市の管理規則も整備を行うものですので、この改正をもって、本市としてすぐに土曜授業を行うものではありません。よろしくお願いいたします。

(委員長) 議案第18号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第18号 上尾市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありますか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

## ○議案第19号 上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第19号 上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第19号につきましては、指導課長より説明いたします。

～指導課長挙手～

(指導課長) 議案書 11 ページをお願いします。「議案第 19 号 上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の制定について」です。平成 26 年度から、上尾市教育委員会が、上尾市立小・中学校において使用する教科用図書の採択を単独で行うことに伴い、法令に基づき、教科用図書の採択を行うために必要な事項を定めたいので、この案を提出するものです。議案資料 16 ページも参照いただきながら、お願いいたします。条文に沿ってポイントとなる箇所を説明したいと思います。第 3 条第 2 項にありますよう、教育委員会は、教科ごとに 1 種の教科用図書を採択します。そのため、第 4 条にありますように採択に必要な資料を得るため、教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会を設置します。また、専門的な調査研究を行うため、教科ごとに教科用図書調査研究専門部会を設置いたします。資料作成委員会及び専門部会の委員の構成につきましては、議案書の最後、別表第 1 及び第 2 に示してあります。第 9 条にありますとおり、専門部会は、教科用図書の内容を調査研究し、資料作成委員会に、調査研究資料を作成して報告いたします。第 5 条に戻りますが、資料作成委員会は、専門部会及び学校の調査研究、教科用図書展示会におけるアンケートを参考に協議及び検討を行い、選定資料を作成し、教育委員会に報告いたします。そして、教育委員会で審議をいただくわけですが、この一連の手続きにおいて必要な事項を定めてあります。説明は、以上です。

(委員長) 議案第 19 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員) この資料作成委員会、調査専門部会というのは、他の団体でも設置していくものなのでしょうか。

(指導課長) 必要に応じて、各採択地区で設置します。

(委員) 各地区でも、専門部会から資料作成委員会に報告するというような流れは変わらないのですか。

(指導課長) 概ねこの様な手順をとっております。

(委員) 専門部会ですが、教科ごとに設置するようですが、何人で構成するのですか。

(指導課長) 教科により検定を受けている数も違いますので、そのあたりを考慮しながら最高 7 人で構成します。

(委員) 各専門部会で審議され、この教科書が良いとなった時には、我々教育委員会としては、どの様に話し合いを進めて行けば良いのですか。

(指導課長) あくまで専門部会は検定を受けた教科書について、客観的な資料を作成するものであり、採択については、教育委員会で行っていただきます。

(委員) 専門部会での意見は考慮していかなければならないのですか。

(指導課長) 専門部会では選定を行わず、教育委員会で採択を行います。

(委員) 各専門部会の代表が9人となっておりますが、これは、小・中学校同一なのでしょうか。

(指導課長) 平成26年度は小学校用の採択になり、中学校については平成27年度になります。その都度、適した者を選びますので同一にはなりません。

(委員長) そのほか質問等ありますでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第19号 上尾市立小・中学校使用教科用図書の採択に関する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

.....

#### ○議案第20号 上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第20号 上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第20号につきましては、指導課長より説明いたします。

～指導課長挙手～

(指導課長) 議案書 12 ページ、「議案第 20 号 上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について」です。スクールソーシャルワーカーを非常勤特別職の職員として位置づけましたので、職務の内容やサービス・勤務の条件等を定めたいので、この案を提出するものです。議案資料 17 ページをご覧ください。スクールソーシャルワーカーの職務・定数・任期につきましては、第 2 条・第 3 条・第 6 条のとおりです。

(委員長) 議案第 20 号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員) これは市のスクールソーシャルワーカーになると思いますが、県で設置するスクールソーシャルワーカーはいるのですか。

(指導課長) 県の配置が 1 人、市の配置が 1 人で合計 2 人となります。

(委員長) そのほかありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第 20 号 上尾市スクールソーシャルワーカー設置規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

#### ○議案第 21 号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第 21 号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第 21 号につきましては、指導課長より説明いたします。

～指導課長挙手～

(指導課長) 続きまして、議案書15ページ、「議案第21号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」です。これは、平成26年度から教育センターの教育心理専門員を1人増員し、3人とすることに伴い、定数を2人以内から3人以内へと改正するため、この案を提出するものです。具体的には、議案資料18ページ、新旧対照表をご覧ください。以上です。

(委員長) 議案第21号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第21号 上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

#### ○議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(委員長) 続きまして、「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第22号につきましては、総務課長より説明いたします。

～総務課長挙手～

(総務課長) 「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をいたします。提案理由ですが、教育委員会事務局における組織の名称を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。議案資料の19ページをご覧ください。別表第2の「教育総務部総務課」を「教育総務部教育総務課」に改め、同表3の9号中「総務課長」を「教育総務課長」に改め、次の20ページ、生涯学習課の表1の項と2の項の「上尾市民ギャラリー」を「上尾市ギャラリー」に改めるものです。また、次のページの学校教育部指導課の表3の項の第3号、「原級留意」を「原級留置」に改めるものです。これにつきましては、現在一般的に使われる文言に改めたものになります。説明は以上です。

(委員長) 議案第22号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第22号 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

### ○議案第23号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について

(委員長) 続きまして、「議案第23号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第23号につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

～生涯学習課長挙手～

(生涯学習課長) 「議案第23号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」です。提案理由といたしましては、文化財保護審議会委員の任期が平成26年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例第27条の規定により委嘱したいので、この案を提出するものです。今回8人の委員を委嘱したいと考えておりますが、これまでお願いしておりました7人の委員に全員再任いただき、新任で1人お願いするものです。文化財保護審議会につきましては、第27条で「文化財に関し専門的学識を有する者」を委嘱することとなっておりますが、これまで考古学の分野がかけておりましたので、今回新任でお願いするものです。なお、文化財保護審議会委員については、議案資料22ページにその概要がありますが、通常は年4回の会議を実施しております。

(委員長) 議案第23号につきましては、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第23号 上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

## 日程第4 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第4 教育長報告」です。教育長、お願いいたします。

(教育長) 本日は、11件の報告があります、よろしく申し上げます。

～教育総務部長挙手～

(委員長) 教育総務部長申し上げます。

### ○報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について

### ○報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について

### ○報告3 教育相談員、さわやか相談室相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカーの委嘱について

### ○報告4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について

(教育総務部長) 別冊教育長報告をお願いします。1ページから10ページになります。「報告1 社会教育指導員、文化財調査専門員の委嘱について」「報告2 子どもの読書活動支援センター協力員の委嘱について」「報告3 教育相談員、さわやか相談室相談員、適応指導教室指導員、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカーの委嘱について」「報告4 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について」、これらの非常勤特別職については教育長専決で4月1日から報告書のとおり委嘱いたします。続きまして「報告5 上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について」を総務課長より、「報告6 平成26年度公民館まつりの開催について」「報告7 上尾市登録文化財の登録について」を生涯学習課長より報告いたします。

～総務課長挙手～

(委員長) 総務課長申し上げます。

### ○報告5 上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について

(総務課長) 12ページをお開きください。「上尾市立小・中学校、幼稚園の耐震化の状況について」です。平成25年度の耐震補強工事が終了したことにより、今年度末の耐震化の状況を報告するものです。耐震診断が必要な学校施設ですが、木造以外の校舎等では、階数が2以上又は床面積が200㎡を超える施設で、昭和56年5月以前の旧耐震基準により設計された建物となっております。14ページは小学校の状況でして小学校22校で71の施設があり、表の右から2列目に○がついているところは耐震性能が「有」ということとなりますので、小学校については耐震化率が100%となります。15ページは中学校の状況となりまして、11校で48の施設があり、右から2列目を見ると上尾中学校の3つの行に○がついておりません。これは、26年度より改築する建物になっており、中学校の耐震化率は93.7%となります。下段の耐震化一覧表を見ていただきますと小中学校の合計棟数が119、耐震性能適合棟数が116であり小中学校全体の耐震化率は97.4%となりました。幼稚園につきましては、2棟あり、両方とも耐震上問題なく100%となっております。

～生涯学習課長挙手～

(委員長) 生涯学習課長お願いします。

**○報告 6 平成 26 年度公民館まつりの開催について**

**○報告 7 上尾市登録文化財の登録について**

(生涯学習課長) 教育長報告の 16 ページをお開きください。「教育長報告 6 平成 26 年度公民館まつりの開催について」です。平成 26 年度の公民館祭りについては、報告資料のとおり、上尾公民館が 4 月、大石公民館が 9 月、そのほかの 4 館については 5 月に実施いたします。後日案内状をお送りいたしますので、よろしく願いいたします。

(生涯学習課長) 続きまして、教育長報告の 17 ページをお開きください。「教育長報告 7 上尾市登録文化財の登録について」です。上尾市文化財保護条例第 5 条第 3 項及び第 7 条の規定に基づき、弁財の浅間塚と中分の大山灯籠行事を登録し、中分の大山灯籠行事の保持団体として、中分中組講社を認定いたしましたので、報告いたします。今回の登録により、上尾市登録文化財は 40 件となりました。なお、大山灯籠行事につきましては、平成 21 年 12 月に 16 件の登録をしておりましたが、今回 1 件が加わりまして 17 件の登録となりました。弁財の浅間塚につきましては、これまで戸崎の浅間塚、小塚浅間塚の 2 件を指定有形民俗文化財としておりますが、登録文化財としては初めての登録となります。弁財の浅間塚については、全体がコンクリートで塗り固められており、指定は難しいと考えられますが、石碑の碑文などから築造年も明らかであり、保存と活用の措置が特に必要と認められることから、今回登録させていただいたものです。なお、詳細については、18、19 ページをご覧ください。以上です。

-----  
～学校教育部長挙手～

(委員長) 学校教育部長お願いいたします。

(学校教育部長) 「報告 8 小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について」を学務課長から、「報告 9 平成 26 年度埼玉県公立高等学校受験結果について」「報告 10 平成 25 年度上尾市立小・中学校卒業(予定者)の進路状況について」「報告 11 いじめに関する状況調査結果について」を指導課長より報告いたします。

**○報告 8 小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式教育委員会祝辞予定者について**

(学務課長) それでは、「報告 8 小・中学校入学式及び平方幼稚園入園式 教育委員会祝辞予定者」について報告申し上げます。教育長報告の 20 ページをご覧ください。小・中学校の入学式は、共に 4 月 8 日の火曜日に行われます。それぞれ、午前・午後に行いますが、各学校により開始時刻が異なります。教育委員会の祝辞をお願いする方々は、別添資料にあるとおりです。御出席いただく学校名等をご確認いただければと存じます。当日は、皆様には「教育委員会祝辞」を行っていただくこととなります

ので、よろしくお願いいたします。祝辞文につきましては、22ページから24ページに載せてあります。各学校の開始時刻20分前までには、略礼服にて到着くださるよう、あわせてお願いいたします。報告は以上です。

**○報告9 平成26年度埼玉県公立高等学校受験結果について**

**○報告10 平成25年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について**

**○報告11 いじめに関する状況調査結果について**

（指導課長）25ページ「報告9 平成26年度埼玉県公立高等学校受験結果について」ですが、26ページをご覧ください。中学校在籍生徒数2,094人、うち78.2%の1,637人が、公立高校を受験しました。受験結果ですが、合格率85.7%、1,403人が合格しました。昨年度と比較して、公立高校を受験した割合は、増加し、合格率も上がっております。

（指導課長）続きまして、27ページ「報告10 平成25年度上尾市立小・中学校卒業（予定者）の進路状況について」報告いたします。はじめに、小学校卒業児童の2月末日現在の進路状況です。小学校在籍児童数2,145人、うち94.7%の2,032人が、公立中学校へ進学、市内中学校への進学率は、全卒業児童の93.4%となっております。次に、30ページをご覧ください。中学校卒業生の進路状況です。3月14日現在の卒業生徒数ですが、2,094人となっております。高等学校、特別支援学校、専修学校への進学生徒数は2,063人、全卒業生の98.5%にあたります。進学や就職を希望しているが3月14日現在、未定の生徒や海外の学校へ進学する生徒、家事手伝い等は、その他としてまとめております。進学希望11人、就職希望2人、海外進学2人、家事手伝い1人、進路未定7人です。以上で報告とさせていただきます。

（指導課長）31ページ「報告11 いじめに関する状況調査結果について」ですが、2月末までの状況につきまして、32ページのとおり報告いたします。小学校では、2月に1件認知いたしました、解消しております。11月から未解消となっている1件につきまして、3月をもちまして解消となる見込みです。中学校の認知件数はありません。10月の未解消1件は、継続して対応しております。グラフにはありませんが、3月は、本日現在、いじめの報告はありません。以上、報告いたします。

（教育長）報告は以上です。

（委員長）ありがとうございました。報告につきまして、何か質問、意見等ありますか。

（委員）いじめの件ですが、中学校の10月の件がずっと未解決になっておりますが、何か難しい状況でもあるのでしょうか。

（指導課長）いじめを受けた本人は学校に登校できるようになり、級友とも問題なく過ごす姿が観察

できると報告を受けていますが、保護者の方が納得できない部分があるとの事で、指導課が間に入って対応しておるところです。

(委員) 文化財調査専門員が全員新任となっているのはなぜですか。

(生涯学習課長) 今までと同じような仕事をさせていただいておりましたが、今回新たに文化財調査専門員を設置したところですので、新任となっております。

(委員) 進路未定者が7人居るとのことですが、今後、学校での対応はどのようなのでしょうか。

(指導課長) 3次募集を受けている生徒もおりますが、担当教員が生徒に寄り添って進路を見届けるよう対応をとっております。

## **日程第5 今後の日程報告**

(委員長) 続きまして今後の日程報告をお願いします。

～総務課長挙手～

(委員長) 総務課長をお願いします。

(総務課長) 4月1日火曜日 小中学校新採用・転入教職員等着任式を上尾小学校で行いますので、受付時間内にお越しください。4月4日金曜日 学校評議員委嘱式及び研修会を文化センターで行ないますので受付時間内にお越しください。4月8日火曜日 午前中に小学校入学式、午後には中学校入学式が行われます。それぞれ学校ごとに時間が異なりますので確認のうえ、出席をお願いします。4月24日木曜日 教育委員会4月定例会を16時に開催しますので出席をお願いします。4月25日金曜日 上尾桶川伊奈教育委員会連絡協議会の理事会及び総会が開催されます。理事会は15時30分から、総会は16時00分から桶川公民館にて行いますので全員の出席をお願いします。

(委員長) ありがとうございました。そのほか、委員の皆様から、意見、要望がありましたら、お願いいたします。

## **日程第6 閉会の宣告**

(委員長) それでは、以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会3月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。